

公益社団法人日本看護協会
国際看護師協会東京大会記念奨学金規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本看護協会(以下「本会」という。)が貸与する国際看護師協会東京大会記念奨学金に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学金及び奨学生)

第2条 この規程において奨学金とは、本会が次条に定める資格を有する者に学資及び生計費として貸与するものをいい、貸与を受けるものを奨学生という。

(奨学生の資格)

第3条 奨学生は、日本国民であつて保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)による保健師、助産師、又は看護師の免許を有する心身ともに健全な者で、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1)学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院(以下「大学院」という。)における保健看護に関する課程に在学する者
- (2)会長が第1号に掲げるものと同程度の教育機能を有するものと認めた教育課程に在学する者

(奨学金の貸与期間及び金額)

第4条 奨学金を貸与する期間は、1年間、又は2年間とする。

2 奨学金の貸与額は、年額180万円以内の額を限度とする。

第2章 奨学生の決定及び奨学金の交付

(募集)

第5条 奨学生の募集は、公に行うものとする。

(願書の提出)

第6条 奨学生希望者は、連帯保証人と連署した願書に必要書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 連帯保証人は2名とし、次の各号の要件を備える者とする。

- (1)一定の職業を持ち、安定した収入を得ていること
- (2)他の奨学生の連帯保証人となっていないこと
- (3)国内に住所を有すること
- (4)奨学生との連絡が確保されること

(奨学生の決定)

第7条 奨学生の決定は、申込期日までに到着した願書により会長が行い、その結果を公表し、奨学生希望者及び連帯保証人に通知する。

2 採用された奨学生は、連帯保証人と連署をもって契約書に必要書類を添えて会長に提出しなければならない。

3 選考基準その他奨学生の決定に必要な事項は、別途募集要項に定める。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は、一括で交付する。

(奨学金受領書の提出)

第9条 奨学金の交付を受けた奨学生は、直ちに奨学金受領書を会長に提出しなければならない。

(奨学生の義務)

第10条 奨学生は、受講終了後に就職した場合、会長の求めに応じて、在職を証明する書類を会長に提出しなければならない。

(転学等による奨学金の取扱い)

第11条 奨学生が、転学、又は退学したときは、奨学金を辞退したものとみなす。

2 奨学生が、転学した場合であって、転学の理由を証明する書類を添え、連帯保証人と連署のうえ奨学金交付継続願を会長に提出したときは、前項の規定にかかわらず、会長は奨学金の交付を継続することができる。

3 会長は、奨学金交付継続願の提出があったときは、審査決定し、その結果を提出者に通知するものとする。

(変更の届出)

第12条 奨学生、又は奨学生であった者(奨学金返還未済の者に限る。以下同じ。)は、次の各号の一に該当するときは、直ちに会長に届け出なければならない。この場合、第5条の規定による連帯保証人にかかる届出については当該連帯保証人と、第6号の規定による届出については新たな連帯保証人と連署するものとする。

(1) 第3条に定める奨学生の資格を喪失したとき

(2) 修学を長期にわたって中断し、又は再開したとき

(3) 専攻分野を変更したとき

(4) 停学その他の処分を受けたとき

(5) 奨学生、又は連帯保証人の氏名、本籍、住所、又は職業その他の重要な事項に変更があったとき

(6) 連帯保証人を変更したとき

(死亡の届出)

第13条 奨学生、又は奨学生であったものが死亡したときは、相続人、又は連帯保証人は死亡診断書を添えて死亡届を直ちに会長に届け出なければならない。

(奨学金の辞退)

第14条 奨学生は、いつでも奨学金の交付を辞退することができる。

(貸与の休止及び廃止)

第15条 奨学生が修学を長期にわたり中断するときは、奨学金の交付を休止する。

2 奨学生が、次の各号の一に該当するときは奨学金の貸与を廃止する。

(1) 死亡したとき

(2) 心身の障害により、修学の継続ができないとき

(3) 奨学金の交付を辞退したとき

(4) 第3条に定める奨学生の資格を喪失したとき

(5) 休止期間が1か年を超えるとき

(6) その他奨学生として適当でないときと会長が認めたとき

(貸与の復活)

第16条 会長は、前条第1項により奨学金の貸与を休止された者について、その事由が解消したと認めたときは、休止された者の願書により貸与を復活することができる。

(奨学金借用証書の提出)

第17条 奨学生は、貸与を受ける奨学金の全額について、奨学生及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添え、奨学金借用証書を連帯保証人と連署のうえ期日までに会長に提出しなければならない。

(利息)

第18条 奨学金の貸与は無利息とする。

第3章 奨学金の返還

(奨学金の返還)

第19条 奨学生は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6か月を経過した後に一括又は割賦により、貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。

(1) 貸与月額10万円を超える者 貸与期間に4を乗じた期間(月数)ただし、最高8年以内とする。

(2) 貸与月額10万円以内の者 貸与期間に2を乗じた期間(月数)

2 奨学生であった者は、次の各号に掲げる必要書類を期日までに会長に提出しなければならない。

(1) 奨学金返還計画書

(2) 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

3 奨学金の返還は、奨学金返還計画書に基づき、奨学生本人名義の口座からの自動引落としによるなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、奨学金の返還は奨学生であった者の都合により、繰り上げて行うことができる。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、会長は奨学生であった者が次の各号の一に該当すると認めるときは、貸与した奨学金の全部、又は一部について繰り上げて返還させることができる。

(1) 奨学金の貸与の目的以外に使用したとき

(2) いつわりの申請その他不正の手段によって貸与を受けたとき

(3) 正当な事由なくして著しく返還を怠ったとき

(4) その他奨学生として適当でない行為があったとき

(奨学金の返還猶予)

第20条 会長は、奨学生であった者が次の各号の一に該当すると認めるときは、奨学生であった者の願出により奨学金の返還を猶予することができる。

(1) 災害、又は障害疾病により返還することが困難になったとき

(2) その他やむを得ない事由により返還が著しく困難になったとき

2 猶予期間は1年以内とし、さらに事由が継続すると会長が認めるときは、5年を超えない範囲で期間を延長することができる。

(返還猶予の願出)

第21条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その理由を証明することのできる書類を添え、連帯保証人と連署のうえ奨学金返還猶予願を会長に提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第22条 会長は、奨学金返還猶予願の提出があったときは、審査決定し、その結果を提出者に通知するものとする。

第4章 返還免除

(返還免除)

第23条 会長は、奨学生、又は奨学生であった者が死亡したときその他次の各号の一に該当すると認めるときは、奨学生若しくは奨学生であった者、又は相続人の願出により奨学金の返還未済額

の全部、又は一部の返還を免除することができる。

(1) 不具廃疾のため精神、又は身体の機能に著しい障害を生じて労働能力を喪失し返還不能となったとき

(2) その他やむを得ない事由により、返還不能となったとき

(返還免除の願出)

第24条 奨学金の返還免除を受けようとするときは、奨学生若しくは奨学生であった者、又は相続人は、その理由を証明することのできる書類を添え、連帯保証人と連署のうえ奨学金返還免除願を会長に提出しなければならない。

(返還免除願出の期限)

第25条 奨学金返還免除願は、返還不能の理由が生じたときから3か月以内に提出しなければならない。ただし、特別の事情があったと会長が認めるときは、さらに1年を超えない範囲で期限を延長することができる。

(返還免除の決定)

第26条 会長は、奨学金返還免除願の提出があったときは、審査決定し、その結果を提出者に通知するものとする。

(延滞金)

第27条 会長は、奨学金の返還が著しく遅延したときは、延滞金を徴収することができる。

第5章 雑 則

(実施細則)

第28条 この規定の実施について必要な事項は会長が別に定める。

(規程の変更)

第29条 この規程における変更は、理事会の決議により行わなければならない。

附 則

1 この規程は、平成23年11月17日から施行する。

2 財団法人国際看護師協会東京大会記念奨学基金が定めた奨学金貸与規程の規定により現に奨学金の交付を受けている者は、第19条第3項の規定にかかわらず、口座からの自動引落としによらずに奨学金を返還することができる。